

○自動車保管場所管理業務運用要領の制定について

〔令和 7 年 3 月 7 日〕
〔例規甲（交規企）第 5 1 号〕

自動車保管場所管理業務運用要領

第 1 目的

この要領は、保管場所管理システムによる自動車保管場所管理業務における登録、審査、照会等の活用による自動車保管場所関係事務を円滑に推進するため必要な事項について定めることを目的とする。

第 2 準拠

保管場所管理システムによる自動車保管場所管理業務の運用については、山梨県警察における情報セキュリティに関する対策基準の制定について（令和 6 年 7 月 5 日付け、例規甲（情管シ）第 1 1 号）及び山梨県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目の制定について（令和 6 年 7 月 5 日付け、例規甲（情管シ）第 1 2 号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 用語の定義

1 自動車保管場所関係事務

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号）に規定する自動車保管場所証明申請、自動車保管場所届出及び自動車保管場所変更届出に関する一切の事務をいう。

2 保管場所管理システム

交通部交通規制課、警務部情報管理課及び警察署に設置する端末装置等により、山梨県警察が管理運用する「自動車保管場所証明電子化システム」のことをいう。

3 自動車保管場所管理ファイル

自動車保管場所証明申請、保管場所届出等の内容について集積する申請届出ファイル、一般賃貸借駐車場等の位置、名称、駐車実態等の情報を集積する保管場所ファイル等の総称をいう。

第 4 登録業務

1 保管場所管理システムへの登録

- (1) 自動車の保有者からの自動車保管場所関係事務に係る申請及び届出の内容並びに自動車保管場所証明申請事務現地調査結果等保管場所データについて登録する。

- (2) 登録（入力）項目

警察署の端末装置から、保管場所管理システム自動車保管場所管理ファイルに登録する入力項目は、別表第 1 のとおりとする。

(3) データ登録業務等の委託

自動車保管場所関係事務のうち、データ登録業務については、特別な事情がない限り部外の業者に業務委託するものとする。

なお、各警察署にあっては、常に自動車保管場所関係事務の実態を把握し、受託業者のデータ入力員についても警察職員に準じて個人情報保護の重要性に関する指導、教養等を徹底し、誤りのない取扱いを期するよう努めること。

2 登録担当課、登録担当者等の指定

登録事務を行う登録担当課は警察署とし、登録事務の適正な管理を行うため、登録担当課に登録責任者、登録補助者及び登録事務担当者を置くものとする。

ア 登録責任者

警察署長は、登録する情報に関して総合的な指導及び調整を行うため、警部以上の階級にある警察官又は警部相当職以上の職員の中から、登録責任者を指定するものとする。

イ 登録補助者

登録責任者は、登録する情報の迅速かつ正確な処理及び情報の保秘を図るため、警部補以上の階級にある警察官又は警部補相当職以上の職員の中から、登録補助者を指定するものとする。

ウ 登録事務担当者

登録責任者は、登録補助者の指揮により保管場所管理システム用端末装置の入出力事務等の処理を行わせるため、登録事務担当者（データ入力業務受託業者の入力員を含む。）を指定するものとする。

3 登録の手続

登録事務担当者は、別に定めるシステム操作マニュアルにより登録するものとする。

4 登録情報の修正及び削除登録

登録責任者は、既に登録した情報について、修正及び削除を必要とするものにあつては、3に定める登録の手続により、修正登録及び削除登録を行うものとする。

第5 審査業務

保管場所管理システム自動車保管場所管理ファイルから、警察署の端末装置により審査（検索）できる事項は、登録済データの保管場所の位置が一致するデータとする。

第6 照会業務

検索項目を入力することにより、条件に一致するデータを保管場所管理ファイルから検索する。なお、検索項目及び照会回答データは、別表第2のとおりとする。

第7 安全管理

警察署長は、自動車保管場所管理システムの管理及びその情報の取扱いに当たって

は、山梨県警察における情報セキュリティに関する対策基準及び山梨県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目等に基づき、登録責任者等を指導し、安全の確保を図るものとする。

なお、登録事務担当者等は、データ保護の重要性を認識し、その取扱いには十分留意するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、目的外に使用してはならない。また、関連する入出力資料等についても適正に取り扱うものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、自動車保管場所関係事務に係る必要な事項は、別に定める。